

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「資格確認書」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

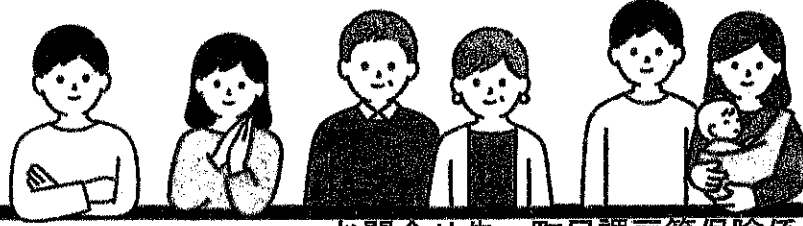
○ 都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 請求主氏名 住所 保険者番号 交付者名	番号 (校番) 性別 負担割合 割 年月日 年月日 年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 印




- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、従来の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2026年7月末までの暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなかったとしても、**医療費が10割負担になることはありません。**



 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。 受付時間(年末年始を除く)	マイナンバー 0120-95-0178 平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分	お問合せ先: 町民課戸籍保険係 69-1133 マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら		 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
	ひと、くらし、みらいのために			